

個人

寄付金控除のご案内

確定申告することで「寄付金控除」を受けることができます。寄付者個人の選択により、「①所得控除」「②税額控除」のどちらかの適用を受けることができます。

①所得控除制度

所得控除をおこなった後に所得税率をかけるため、所得金額に対して寄付金額が大きい場合には減税効果が大きくなります。

寄付金額が年間2,000円を超える場合、その超えた金額が、当該年の所得から控除されます。

$$\text{寄付金合計額}^{*1} - 2,000\text{円} = \text{所得控除額}$$

*1 控除対象となる寄付金額は、その年の総所得金額等の40%が上限となります。

②税額控除制度

所得税率に関係なく所得税額から直接控除されるため、多くの方において①所得控除制度と比較して減税効果が大きくなります。

寄付金額が年間2,000円を超える場合、その超えた金額の40%に相当する額が、当該年の所得税額から控除されます。

$$(\text{寄付金合計額}^{*2} - 2,000\text{円}) \times 40\% = \text{税額控除額}^{*3}$$

*2 控除対象となる寄付金額は、その年の総所得金額等の40%が上限となります。

*3 所得税控除額は、その年の所得税額の25%が上限となります。

※還付額は個人の所得金額、各控除額により異なります。

JTSへ寄付

確定申告

寄付金控除

JTSへの寄付金は
約40%
減税効果があります

②税額控除制度を選択した場合

JTSへ
10万円寄付

所得税

$(100,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times 40\% = 39,200\text{円}$

所得税で39,200円の減税

- 個人住民税も各自治体の条例によって控除の対象になる場合がございます。控除の対象になるかどうかは、お住まいの都道府県・市区町村にお問い合わせください。

法人

特定公益増進法人であるJTSへの寄付は、通常の寄付金の損金算入限度額とあわせて別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額を損金に算入することができます。（法人税法第37条第4項）

※損金算入限度額は、その法人の資本や所得の金額によって異なります。